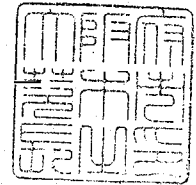


府 案 件 第 4 5 号
令 和 6 年 7 月 17 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について

都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第18条第1項の規定による本市の意見について、貴審議会の意見を求めます。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・4・211－10号茨木寝屋川線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・211 －10	茨木寝 屋川線	茨木市 耳原二 丁目地 内	茨木市 宮島一 丁目地 内	茨木市 寺田町 地内	約5,850m	地表式	2車線	20m	JR 東海道本線 と立体交差 阪急京都線と 立体交差 自動車専用道 路と立体交差 1箇所 幹線街路大阪 高槻京都線と 立体交差 幹線街路十三 高槻線と立体 交差 幹線街路島 野々宮線と立 体交差 幹線街路と平 面交差6箇所	
	車線数の内訳		2車線			約4,530m					
			4車線			約1,320m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

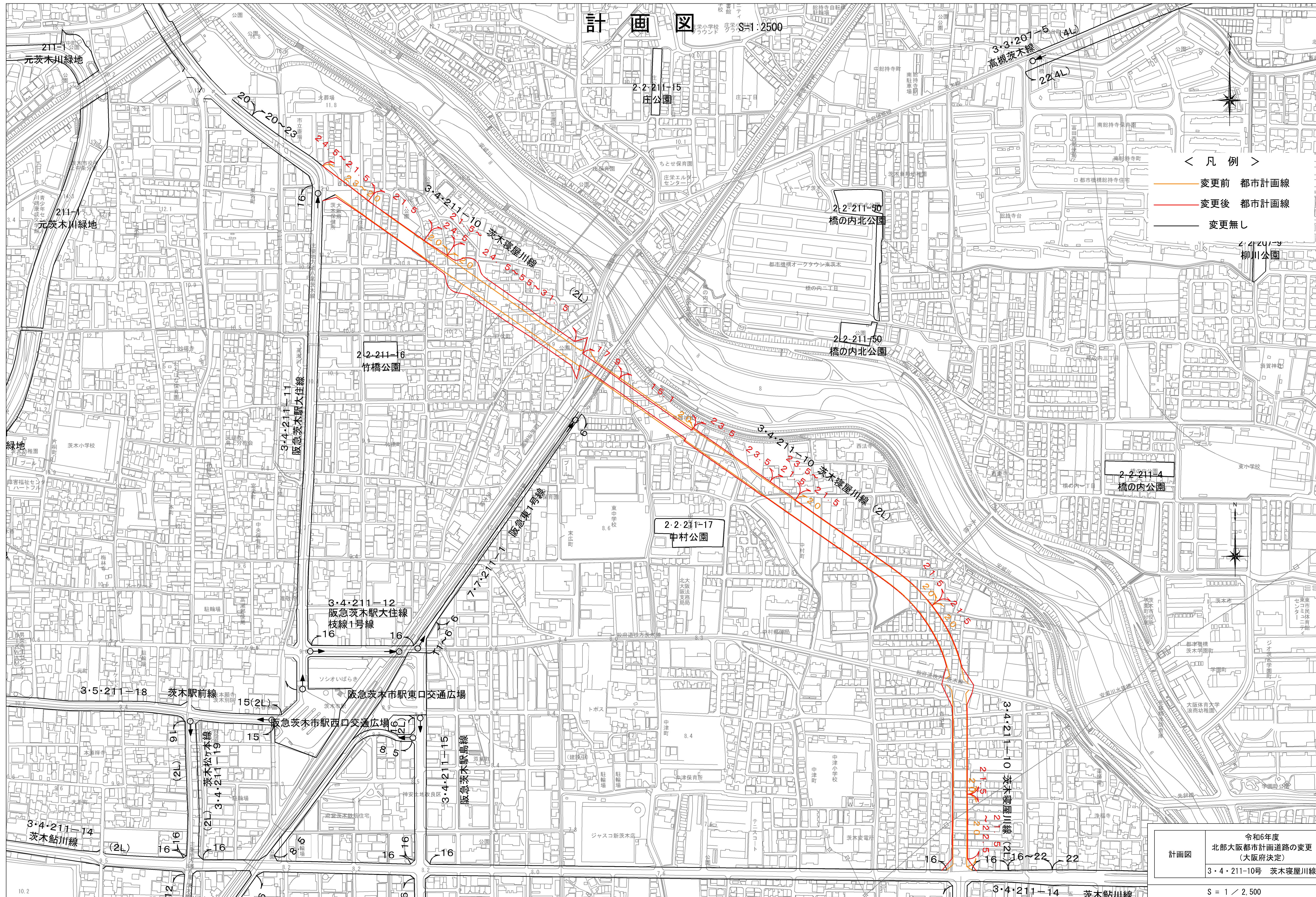
理 由

北部大阪都市計画道路 3・4・211－10 号茨木寝屋川線は、茨木市から寝屋川市に至る広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、社会情勢の変化を踏まえ、自転車通行空間の確保の観点や、周辺道路及び鉄道との交差形状の変更等により計画内容を見直した結果、本案のとおり、一部区間の幅員を変更するものである。

計画図

S=1:2500



< 凡 例 >

- 変更前 都市計画線
- 変更後 都市計画線
- 変更無し

計画図	令和6年度
	北部大阪都市計画道路の変更 (大阪府決定)
	3・4・211-10号 茨木寝屋川線
S = 1 / 2,500	